

(別紙)

○ 構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業」について(平成19年2月19日障障発第0219001号・老振発第0219001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局振興課長連名通知) (抄)

(変更点は下線部)

改正後	現 行
<p>構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における<u>障害者の受入事業</u>」について</p> <p>1 目的 近隣において、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（以下「<u>障害者総合支援法</u>」という。）に基づく指定自立訓練（機能訓練）又は指定自立訓練（生活訓練）（以下「指定自立訓練」という。）を利用することが困難な障害者が、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下、「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を利用することを可能にすることにより、当該障害者の身近な場所におけるサービス利用を可能にすることを目的とする。</p> <p>2 対象者 (1) 指定自立訓練の対象要件を満たしていること。 (2) 身近な場所で、指定自立訓練を利用することが困難な障害者であること。 (3) 介護保険給付の対象とならない65歳未満のものであること。</p>	<p>構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における<u>障害児（者）の受入事業</u>」について</p> <p>1 目的 近隣において、<u>障害者自立支援法</u>に基づく指定自立訓練（機能訓練）又は指定自立訓練（生活訓練）（以下「指定自立訓練」という。）を利用することが困難な障害者及び障害者自立支援法に基づく指定児童デイサービス（以下「指定児童デイサービス」という。）を利用することが困難な障害児が、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下、「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を利用することを可能にすることにより、当該障害者又は障害児の身近な場所におけるサービス利用を可能にすることを目的とする。</p> <p>2 対象者 (1) <u>指定自立訓練又は指定児童デイサービスの対象要件を満たしていること。</u> (2) 身近な場所で、指定自立訓練を利用することが困難な障害者又は指定児童デイサービスを利用することが困難な障害児であること。 (3) <u>障害者については、介護保険給付の対象とならない65歳</u></p>

3 実施方法

身近な場所で指定自立訓練を利用することが困難な障害者が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者総合支援法に基づく基準該当自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（生活訓練）（以下「自立訓練」という。）とみなすものとするにより実施する。

4 利用単価

利用するサービス	利用者	支弁基準額
指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを1回利用する場合	障害程度区分3（50歳以上の者にあつては区分2）未満の障害者	基準該当機能訓練サービス費又は基準該当生活訓練サービス費の単価と同額とする。

5 留意事項

（1）障害者の利用に当たっては、指定小規模多機能型居宅介護の利用対象者に対するサービスの提供に影響を及ぼさない範囲内の利用とし、次の点に留意すること。

- ① 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密

未満のものであること。

3 実施方法

身近な場所で指定自立訓練を利用することが困難な障害者が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者自立支援法に基づく基準該当自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（生活訓練）（以下「自立訓練」という。）とみなすものとする、また、身近な場所で指定児童デイサービスを利用することが困難な障害児が介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において提供される通いサービスを障害者自立支援法に基づく基準該当児童デイサービスとみなすものとするにより実施する。

4 利用単価

利用するサービス	利用者	支弁基準額
指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを1回利用する場合	障害程度区分3（50歳以上の者にあつては区分2）未満の障害者	基準該当機能訓練サービス費又は基準該当生活訓練サービス費の単価と同額とする。
	障害児	基準該当児童デイサービス費の単価と同額とする

5 留意事項

（1）障害者及び障害児の利用に当たっては、指定小規模多機能型居宅介護の利用対象者に対するサービスの提供に影響を及ぼさない範囲内の利用とし、次の点に留意すること。

- ① 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者（指定地域密

着型サービス基準第63条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。)の数と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。)第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。)を25人以下とすること。

② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。

③ (略)

着型サービス基準第63条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。)の数と障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は自立訓練若しくは児童デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者又は障害児の数の合計数の上限をいう。)を25人以下とすること。

② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は自立訓練若しくは児童デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者又は障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。

③ (略)

④ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者数については、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数と障害者及び障害児の利用者の数の合計数で指定地域密着型サービス基準第63条に規定する基準を満たしていること。

⑤ 当該指定小規模居宅介護事業所の従業者が、本特例措置により新たに受け入れることとなる障害者を適切に処遇するため、指定自立訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

※ 障害者を指定小規模多機能型居宅介護事業所において受け入れる際の障害者関係施設等の「技術的支援」の具体的な内容としては、以下のものを想定。

- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所の職員が、本特例措置により事業所に新たに受け入れることとなる障害者に対して適切に処遇できるよう、障害の種別や程度に応じた自立訓練事業所等に実習・研修会等の定期的な実施を依頼し、職員にこれに参加させることを通じて

④ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者数については、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者の数と障害者又は障害児の利用者の数の合計数で指定地域密着型サービス基準第63条に規定する基準を満たしていること。

⑤ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準第125条の2の規定により基準該当短期入所とみなされる宿泊サービスを受ける障害者又は障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。）を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。

⑥ 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室（指定地域密着型サービス基準第67条第2項第2号ハに規定する個室をいう。以下同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43㎡以上であること。

⑦ 当該指定小規模居宅介護事業所の従業者が、本特例措置により新たに受け入れることとなる障害者又は障害児を適切に処遇するため、知的障害児施設又は指定自立訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

※ 障害児（者）を指定小規模多機能型居宅介護事業所において受け入れる際の障害児（者）関係施設等の「技術的支援」の具体的な内容としては、以下のものを想定。

- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所の職員が、本特例措置により事業所に新たに受け入れることとなる障害児（者）に対して適切に処遇できるよう、障害の種別や程度に応じた自立訓練事業所、児童デイサービス事業

必要な資質を向上させること。

- ・ 障害者に対する個々の処遇につき疑義が生じた場合などに必要な助言や支援を受けること。

⑥ 障害者に対して、指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを行い、当該通いサービスを自立訓練とみなす場合には、基準該当自立訓練計画の作成等を行うこと。なお、基準該当自立訓練計画の作成に関する業務は、基準該当自立訓練計画を作成するために必要な研修を受けた者が担当するものとする。この場合において、基準該当自立訓練計画を作成するために必要な研修は、サービス管理責任者研修事業の実施について（平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」の別紙1「サービス管理責任者研修」標準カリキュラムにおける「2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義（3時間）」及び「3 サービス提供プロセスの管理に関する演習（10時間）」に相当する研修とすること。（自立訓練（機能訓練）を実施する場合は地域生活（身体）分野、自立訓練（生活訓練）を実施する場合は地域生活（知的・精神）分野をそれぞれ受講すること。）

(2) (略)

所、障害児通園施設等に実習・研修会等の定期的な実施を依頼し、職員にこれに参加させることを通じて必要な資質を向上させること。

- ・ 障害児（者）に対する個々の処遇につき疑義が生じた場合などに必要な助言や支援を受けること。

⑧ 障害者又は障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを行い、当該通いサービスを自立訓練又は児童デイサービスとみなす場合には、それぞれ基準該当自立訓練計画又は基準該当児童デイサービス計画（「基準該当自立訓練計画等」という。以下同じ。）の作成等を行うこと。なお、基準該当自立訓練計画等の作成に関する業務は、基準該当自立訓練計画等を作成するために必要な研修を受けた者が担当するものとする。この場合において、基準該当自立訓練計画等を作成するために必要な研修は、サービス管理責任者研修事業の実施について（平成18年8月30日障発第0830004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添「サービス管理責任者研修事業実施要綱」の別紙1「サービス管理責任者研修」標準カリキュラムにおける「2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義（3時間）」及び「3 サービス提供プロセスの管理に関する演習（10時間）」に相当する研修とすること。（自立訓練（機能訓練）を実施する場合は地域生活（身体）分野、自立訓練（生活訓練）を実施する場合は地域生活（知的・精神）分野及び児童デイサービスを実施する場合は児童分野をそれぞれ受講すること。）

(2) (略)